

資料 9

令和 6 年 7 月 2 6 日
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、下記のとおり指定する。

記

1 新規指定について

看護小規模多機能型居宅介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	登録定員	備考
医療法人社団瑞雲会 ずいんホームねりま 東京都練馬区高松三丁目 10 番 8 号	医療法人社団 瑞雲会	令和 6 年 8 月 1 日	29 人	令和 4 年 8 月 2 日の地域密着型サービス運営委員会で協議済 【参考資料参照】

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員	備考
医療法人社団瑞雲会 ずいんホームねりま 東京都練馬区高松三丁目 10 番 8 号	医療法人社団 瑞雲会	令和 6 年 8 月 1 日	9 人	令和 4 年 8 月 2 日の地域密着型サービス運営委員会で協議済 【参考資料参照】

2 参考（法人変更に伴う指定について）

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員	備考
デイサービス灯 東京都練馬区石神井台 七丁目 21 番 8 号	合同会社 I K O	令和 6 年 7 月 1 日	16 人	法人変更
アップライフ石神井台 東京都練馬区石神井台 六丁目 3 番 19 号	株式会社シノケン ウェルネス	令和 6 年 10 月 1 日	11 人	法人変更

第 9 期練馬区高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画から、地域密着型通所介護については、新たな整備は行わないが、事業譲渡または組織再編による事業所の運営法人の変更については変更を可能としているため、指定が可能。